

事故を防ぐために

●シートベルトの特徴を知っておきましょう

●チャイルドシート固定機能付シートベルトは、緊急時の身体保持・拘束という緊急時のロック機構が中心であり、それにチャイルドシートの装着に便利な自動ロック機構がついているものです。事故があったとはいえ機能自体が問題というわけではありません。

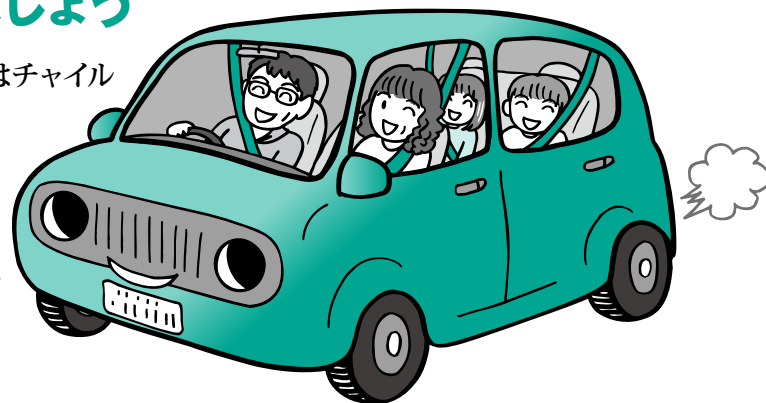
●シートベルトの特徴を知り、保護者が子どもによく注意をしましょう。

●車内の事故を防ぐための基本的な注意を徹底しましょう

●車に乗ったら全員がシートベルト（6歳未満はチャイルドシート）を正しく装着しましょう。

●子どもにはシートベルトで遊ばないようによく言い聞かせましょう。

●親は車内に子どもだけを残して車から離れてはいけません。



業界への要望

- チャイルドシート固定機能付のシートベルトに関する注意喚起や啓発をより一層行ってください。
- 取扱説明書だけでなくシートベルト本体に、子どもにもわかるような具体的な注意表示を行ってください。
- メーカーは、シートベルトの更なる安全性向上に向けた構造や機構について研究開発を行ってください。
- 自動車の販売店も、メーカーと協力して消費者に必要な情報をもっと伝えてください。

●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容の詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、協力病院等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。
 特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。
 商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。
 無断転載はお断りいたします。

独立行政法人
国民生活センター

〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22 TEL.03(3443)1208 ●2008年7月発行

くらしの危険 Number 284

後部座席のシートベルトに注意

万が一の自動車事故の際、自分自身のほか、

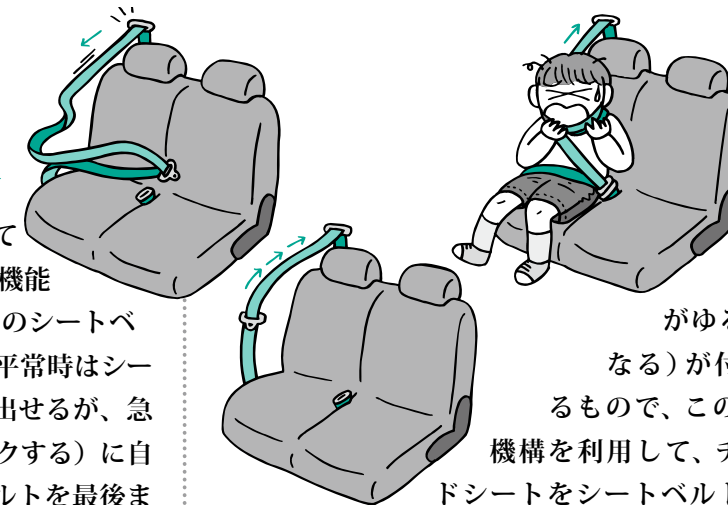
同乗している家族や友人の大切な「命」を守ってくれるシートベルト。ところが、乗車中シートベルトにからまってしまい、はずそうとしてもゆるまず逆に締め続けて窒息しそうになったという事故事例が寄せられています。

事故はいずれも、後部座席のチャイルドシート固定機能付のシートベルトで起こっています。



ロック機構の特徴

現在、国内の乗用車のほとんどすべてで、後部座席にチャイルドシート固定機能付シートベルトが使われています。このシートベルトは、緊急ロック式巻取装置(ELR：平常時はシートベルトをゆっくりひくと自由に引き出せるが、急ブレーキなどの強い力が加わるとロックする)に自動ロック式巻取装置(ALR：シートベルトを最後まで引き出すとロックされ、巻き込み方向にのみ動く



がゆるまなくなる)が付いているもので、このALRの機構を利用して、チャイルドシートをシートベルトだけでしっかり固定できるようにしたものです。

こんな事故が起きています



ケース 1 10歳の息子が乗車中、後部座席でシートベルトをしたまま身体に巻きつけて遊んでいたら、腹部に食い込んだままはずれなくなった。親がはずそうとしたが、ベルトは戻る一方でゆるまず、苦しがつたため救急車を呼んだ。ちょうど通りかかった高速パトロールにシートベルトを切断してもらった。
(2007年6月 神奈川県)

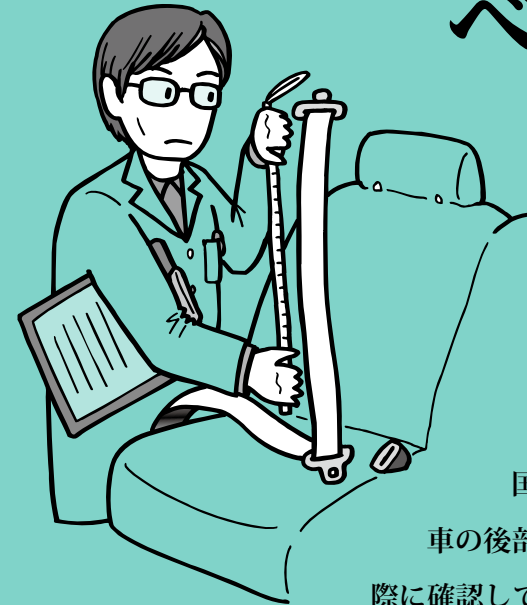
ケース 2 小学4年生の息子が乗車中、シートベルトを3重に首に巻いて遊んでいたところ「苦しい」と言い出したので停車しはずそうとしたが、ロックがかかってはずれない。ロックをはずそうと引っ張ると余計にしまり、どうしようもなくなり警察と救急車を呼んだ。結局救急隊員にベルトを切ってはずしてもらった。
(2006年12月 愛知県)



ケース 3 小学2年生の息子を後部座席に座らせ、シートベルトをするように指示した。子どもが急に「痛い」と言い出したので調べると、ベルトが締め上がっていた。どうやってもはずせずベルトをはさみで切った。お腹に2ミリ幅の青あざができていた。
(2001年7月 愛知県)

ケース 4 9歳の息子が後部座席でシートベルトを首に巻きつけて遊んでいたとき、巻き戻し状態になり窒息しそうになった。はずせなかったため父親がシートベルトをつかみ、母親がはさみで切った。
(1999年6月 京都府)

ALRのロックが解除されるベルトの長さや注意表示について



国民生活センター危害情報室では、複数の車の後部座席右、あるいは左のシートベルトを実際に確認してみました。ほとんどの乗用車で、シート

ベルトを全部引き出したところでロック機構が作動し、シートベルトが巻き取られて行く途中で止めるとロックがかかり、完全に収納される少し前の位置までゆるめることができないことが確認されました。ロックが解除される位置は、シートベルトが完全に格納される位置から長い物では40cm近く、短いものでは13cm程度でした。

また、シートベルト本体にチャイルドシートの取り付け方が簡単に記載されているものやJISの絵記号があるものはありましたが、このシートベルトの特徴や取り扱いの注意が具体的に表示されているものは確認できませんでした。

後部座席もシートベルト義務化

道路交通法が改正されました。2008年6月1日から、助手席以外についてもシートベルトの着用が義務付けられました。万が一の際に自分や同乗者の命を守るために、シートベルトの着用を徹底しましょう。チャイルドシートを卒業した子どもが一人で後部座席に座ることもあります。シートベルトは正しく装着させましょう。